



## 国内で3ヶ所目の 石炭火力発電訴訟

東京湾岸では二〇一二年以降に4ヶ所で石炭火力発電の計画が浮上しましたが、千葉県市原、千葉、袖ヶ浦の3ヶ所の計画は事業者が今年までに続々と中止を発表しました。しかし、一番最後に環境アセスメントの手続きがはじまった株式会社JERAにより進められている横須賀の石炭火力発電所新設計画は、その手続が他よりも早く進んでいき、経済産業大臣の確定通知が昨年十一月に出され、今年八月から本格着工もはじまりました。

石炭火力を考える東京湾の会や、地元横須賀火力発電所建設計画を考える会では、石炭火力発電所がもたらす気候変動リスク、地域住民への健康被害、石炭火力の世界の動向や経済的リスクなど様々な点から問題を提起してきたものの、事業者は事業を強行しています。背景には国の石炭推進政策があり、事業者の説明も「国の方針」を言い訳とする理由に終始しました。そこで住民たちは、今年五月二十七日に行行政訴訟を提起しました。国内では、仙台の民事訴訟、神戸の民事訴訟・行政訴訟に続く、石炭火力発電所新設をめぐる裁判のはじまりです。

旧横須賀火力発電所(石油)



### 次の裁判に“参加しよう！”

#### 第一回横須賀セミナー

場所: 2019年11月30日(土) 14:00 - 16:00

場所: ヴェルクよこすか

10月2日の第一回期日について報告するセミナーです。この訴訟の弁護団の千葉恒久弁護士より裁判の論点をわかりやすくご報告します。また気候変動をめぐる最近の動向について解説もあります。ぜひご参加ください。

#### 第二回期日／報告会・勉強会

場所: 2019年12月23日(月) 14:00 - 16:30

場所: 東京地方裁判所103号法廷

原告からの訴状に対しての国の答弁が第一回期日までに明らかとなりました。これに対しての反論を行う裁判です。また、この日は裁判終了後に日比谷図書文化館大ホールで勉強会・報告会(15:00~16:00)を行う予定です。詳細はチラシをご覧ください。

### サポーター大募集

#### 現在150名の登録！

サポーター登録された方には裁判の期日日程や勉強会・報告会、地域セミナーのご案内をします。参加して、この裁判を一緒に盛り上げましょう！

### 目次

関連イベント.....	1
横須賀石炭火力訴訟とは .....	2
第一回期日報告 .....	3
レポート紹介 .....	4
活動報告 .....	4
編集後記 .....	4



## 横須賀石炭火力訴訟とは？

### 環境アセスメントの不当性を訴える

この裁判は、(仮称)横須賀火力発電所新1・2号機を建設・稼働する計画において、環境影響評価書の変更は必要ないとした経産大臣の通知の取り消しを求めています。

原告となったのは、横須賀火力発電所の近隣住民を中心とし、神奈川県に住む、東京湾を挟んで対岸にある千葉県の住民なども含む45名です。そのうち3名は未成年で、7歳の小学生も参加しています。自分や子どもたち、孫たちにとって住みよい暮らしを守るために立ち上がりました。

国は、以下の理由から計画を認めるべきではありませんでした。この裁判では国の対応の違法性を問うています。

#### ◆1.5～2℃目標達成には石炭火力新設は許されないから

気温上昇を1.5～2℃未満に抑えようという目標掲げた気候変動に関する国際的な枠組み「パリ協定」を達成するためには、2030年までに石炭火力から脱却する必要があります。これから新設することが許される状況ではありません。

#### ◆簡略化した環境アセスメントが不当だから 発電所計画地にはもともと重油やガス(当初は石炭

でしたが後に燃料転換)を燃料とする発電所が8基稼働していました。しかし2004年以降は、一部を除いて廃止または長期計画停止期間が続いていました。福島原発事故後に一部が稼働したものの2014年以降は再び全基停止状態へ。新1・2号機計画を進めるにあたり、事業者であるJERAは、既設発電所の敷地内に建設され、CO<sub>2</sub>や大気汚染物質の排出量が低減する場合に環境アセスメントを簡略化を認める制度(「改善リプレイス」合理化ガイドライン)をもとに手続きを進め、環境アセスメントを通常の期間より1年以上も短縮しました。

しかし横須賀火力発電所はもともと全機停止していた、つまりCO<sub>2</sub>や汚染物質が全く排出されていなかった発電所です。そこに新たに発電所が稼働するので、CO<sub>2</sub>や大気汚染物質が低減するとは到底言えません。「改善リプレイス」には当てはまらず、環境アセスメントは不当に簡略化されたものです。

#### ◆環境アセスで検討された内容が不十分

環境アセスメントでは、新たに建てられる発電所のCO<sub>2</sub>削減対策の中身とその評価に誤りがあります。初めから燃料を石炭とすることに決めていて、CO<sub>2</sub>や大気汚染物質の排出量が少ない他の燃料を検討していなかった点も重大な問題です。さらに発電所の稼働による大気汚染や温排水など環境への影響調査も十分ではありません。

### 横須賀火力発電所

- ・旧火力発電所があった場所に新規で建設する計画
- ・環境アセスメントを簡略化できる「改善リプレイス」で手続きが進む。
- ・実態は、環境負荷が「改善」するどころか、現状より「悪化」する計画。

#### 旧発電所

1号機 2004年廃止、 2号機 2006年廃止  
3-4号機、2014年長期計画停止  
5号機 2004年停止、 6号機 2005年停止  
7-8号機 2010年年長期計画停止



燃料

設備容量

CO<sub>2</sub>排出量

石油

70万kW(3,4号機)

142 万トン-CO<sub>2</sub>

#### 新規発電所

新1号機 2023年運転開始予定、  
新2号機 2024年運転開始予定



石炭

130万kW(新1,2号機)

612 万トン-CO<sub>2</sub>



## 【報告】10月2日第一回期日

## 大法廷にあふれる傍聴者。市民の関心の高さを示そう！

国連主催の気候行動サミットがニューヨークで9月に開催されたり、横須賀出身の小泉進次郎氏が環境大臣に任命されるなど、国内外で気候変動問題や石炭火力に対する注目が集まる中、10月2日の第一回期日には、大法廷の傍聴席を大幅に上回る150名の原告・サポーターが集まり、法廷の外に傍聴できない人があふれる事態となりました。

裁判では、最初に鈴木陸郎原告団長から意見陳述が行われました。鈴木団長は、冒頭、甥御さんが公害認定患者となり、長い闘病生活の後に先立たれたことに触れ、二度とこのような状況をつくってはいけないと心に誓ったと語りました。横須賀の石炭火力発電所計画は、徐々にきれいな大気を取り戻しつつある横須賀の空気を再び汚染し、喘息をはじめとする健康被害が懸念されると訴えました。また気候変動が深刻化する中で、大量の二酸化炭素を放出する石炭火力の建設など許されるはずがない、と主張し、「気候変動を緩和する日本の転換点となったと評価される歴史的な判断を下される」裁判になることを求めています。

次に、小島延夫弁護士からの意見陳述が行われました。小島弁護士は、横須賀火力発電所建設計画の環境影響評価における問題を次の3つの論点で主張しています。第一に、本来環境影響評価はベスト追求型でなければならないところ、本件ではベストを追求しているとは言い難いことです。環境影響評価においては、環境影響を回避するための措置、低減するための措置等について、具体的に複数案が検討されなければなりませんが行っていません。また、市民の参加権を確保し、その意見を環境影響評価に検討・反映すべきことを義務づけていますが、それも不十分だった点です。

第二に、長期停止となっていた旧火力発電所と比較して、新規計画案件が「改善リプレイス」だとして審査されたことは明らかに瑕疵であることです。温室効果ガスの排出量についても、2011年以降に旧火力が運転していた3、4号機の年間排出量は年間326万トン-CO2に対して、現在計画されている設備が年間726万トン-CO2と400万トンも上回ります。

第三に、この莫大なCO2排出をする石炭火力発電所の温室効果ガス対策に係る検討が不十分であり、本来であれば事業を実施しないという選択肢を含めて検討すべきところ、事業者はそれをしていない点です。国はその点の是正を求めることが、環境保全への適正な配慮がなされることを確保するため特に必要であったと主張しています。

被告(国)からは、この訴えに対して、①評価書確定通知は行政処分行為ではなく、取消訴訟の対象ではなく、取消訴訟提起は不適法であること、②原告適格(法律上保護された利益)を欠くことから速やかに却下されるべきとの18ページにわたる答弁書が提出されましたが、法廷では説明はありませんでした。

この裁判については、専用のホームページを開設裁判に関するほぼ全ての資料をアップしていますので、ご参照ください。今後、長期にわたる闘いになることが想定されます。ぜひ、多くの方に裁判に足を運んでもらい、この裁判に対しての市民の関心の高さが裁判官にも感じてもらえるように、皆さんにもご協力いただきたいと思います。

横須賀の裁判: <http://yokosukaclimatecase.jp/>  
参考) 神戸の裁判: <https://kobeclimatecase.jp/>  
仙台の裁判: <https://stopsendaips.jp/>

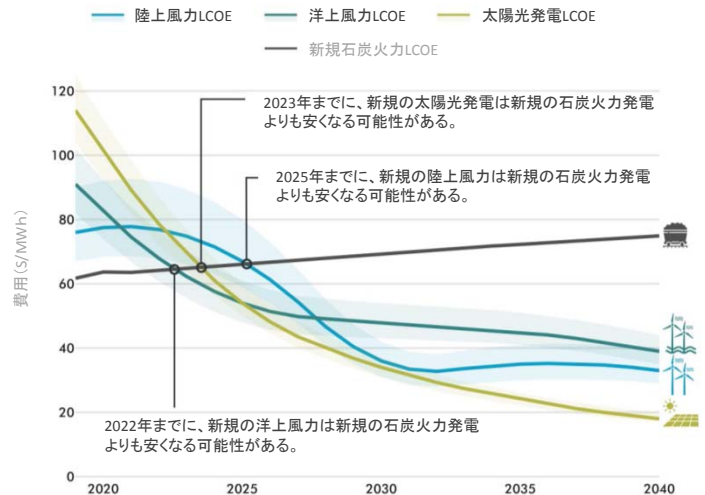




## レポート紹介:石炭火力は日本でも座礁資産となる

今年10月、カーボントラッカーが、東京大学未来ビジョン研究センター、CDPジャパンとともに、「日本の石炭火力発電所の座礁資産リスク」を発表しました。本報告書では、日本の石炭火力発電所が、再生可能エネルギーのコスト低下により、将来経済的な競争力を大きく失う可能性があり、その座礁資産リスクは日本円で7兆1000億円に上る恐れがあると指摘しています。そして、石炭火力の設備利用率が48%または電力料金が72ドル/MWh以下となれば、石炭火力発電所の事業性は失われること、均等化発電原価(LCOE)分析に基づいた比較では、陸上風力、洋上風力、商業規模の太陽光発電は、それぞれ2025年、2022年、2023年に石炭火力発電よりも安価になることが示されています。近視眼的に石炭火力への投資をすすめ、世界の脱石炭の潮流に反して石炭火力の推進を試みる事業者は一度立ち止まってこの報告書をしっかりと読み、経済的観点から事業の見直しをするべきでしょう。

<https://sekitan.jp/info/carbontracker-report-2019/>



日本における新規の再生可能エネルギーのLCOEと新規の石炭火力のLCOE

出典)カーボントラッカー分析

## 活動報告

横須賀火力発電所建設を考える会では、JERAに対して石炭火力発電所建設中止を求めて毎月街頭署名活動を展開しています。11月12日の久里浜駅前での宣伝では、建設計画の中止を求める署名は1時間で83筆集まりました。それでも、まだ計画を知らない人も多くいます。街頭でアピールして、多くの人に石炭火力の計画を知ってもらうところからはじめなければなりません。活動に参加していただける方はぜひご連絡ください。

ネットを通じて同様の署名していただくこともできます。(右のQRコードより)

<http://bit.do/yokosuka-syomei>



## グローバル気候マーチ



日時:11月29日(金)12:00  
場所:新宿区中央公園に集合!

## 編集後記

仙台、神戸と続く3地域目の石炭火力発電所新設計画訴訟がはじまりました。横須賀の計画に対しては、昨年11月30日の経済産業省による確定通知が出され、半年後以内に慌ただしく提訴をした裁判です。何もかもが慌ただしくあつという間に提訴から半年が過ぎてしまいました。他地域同様、ニュースレターも発行することになり、ようやく創刊号にこぎつけました。

今後の、裁判の行方をぜひ一緒に見守ってください!(もい)

